

介護福祉士修学資金保証制度のQ&A

大分類	小分類	質問	回答
修学資金保証制度のスキーム	保証制度	介護福祉士修学資金保証制度（以下、本保証制度といいます）とはどのような制度ですか。	本保証制度は、各都道府県社会福祉協議会が実施している介護福祉士修学資金の貸付契約で法人保証の連帯保証人になっている法人に対して、当該法人が借受人（学生）に代わり弁済することとなった場合に、その資金を借受人（学生）に代わってイントラスト（保証会社）が当該法人に立替える（保証する）制度です。
	既存の貸付制度との関係	本保証制度を利用することにより、各都道府県社会福祉協議会との貸付け契約書類で変更することはありますか。	本保証制度を利用する場合でも、貸付制度における契約関係及び法人保証は現状と同様で、変更する必要はありません。
		本保証制度を利用することを当県の社会福祉協議会に連絡する必要がありますか。	各都道府県の社会福祉協議会に連絡する必要はありません。（3月14日に当協会より全国の社会協議会宛に説明会を開催済）
	介護協会員校	介護協会員校は本保証制度を必ず利用しなければなりませんか。	必ず利用しなければならないということはありません。
		借受人（学生）が介護協会員校に在籍していない場合も利用できますか。	借受人（学生）が介護協会員校の学生の場合のみ利用できます。
	本保証制度の対象	介護施設などが自己の資金で貸し付ける場合も本保証制度を利用できますか。	本保証制度はあくまでも各都道府県都道府県社会福祉協議会の貸付制度を利用する学生を対象としており、介護施設等が自己の資金を貸付けるケースでの利用はできません。
		社会福祉士など介護福祉士以外の修学資金貸付金でも利用できますか。	介護福祉士のみを対象としています。
		養成校や介護施設以外の法人でも連帯保証人であれば本保証制度を利用できますか。	原則、本保証制度の利用者は養成校・介護施設等に限定しております。養成校・介護施設等以外で本制度を利用を希望する場合は事前にご相談ください。引受可否について検討いたします。
	本保証制度申込時期	学生が入学した4月から本保証制度を利用したい場合、いつまでに申し込めばいいですか。	修学資金貸付契約締結後速やかにお申込みください。（貸付契約締結前に利用登録申請と学生ごとの申込をして頂いても結構です。）入学2年目以降にお申込みをすることはできません。
	連帯保証人	連帯保証人が個人の場合も利用できますか。	できません。法人保証のみ利用できます。
		貸付契約期間中に連帯保証人が変わった場合（例えば7年の契約期間のうち、最初の2年は養成校、その後5年は介護施設が連帯保証人）、保証制度の契約は継承できますか。	貸付契約の連帯保証人が変更された場合も保証します。保証料の負担者が変わる場合は、イントラストの指定する方法で新しい請求先のご通知をお願いいたします。新たな連帯保証人が利用者IDをお持ちでない場合は、利用登録申請書を提出し利用者IDの取得をお願い致します。

	保証基本契約	介護協とイントラストが締結する保証基本契約の骨子はどのようなものですか。	保証基本契約は、イントラストが連帯保証人に対して保証する内容及び保証する為の条件を定めたものです。詳しくは、保証約款(「個別保証契約」)をご確認ください。保証基本契約に基づく「個別保証契約」は、介護協が連帯保証人の代理としてイントラストと締結いたします。
	保証会社	イントラストとは何ですか？	各都道府県社会福祉協議会の介護福祉士修学資金貸付制度利用時に必要な連帯保証人の経済的リスクを低減する為に保証を行う会社です。同社は東京証券取引所上場企業です。
	対象	借受者（学生）が日本国籍の場合でもこの保証制度を利用できますか	日本国籍も利用できます。
		2年制以外（4年制・3年制・1年制）の介護福祉士養成施設の学生も対象になりますか。	当面2年制を対象としていますが、それ以外も検討中です。
		入学して2年目から貸し付けを受けたのですが、本保証制度を利用できますか。	入学して2年目以降は利用不可です。入学1年目からのご利用に限らせて頂きます。
		借受人（学生）が解雇された場合も保証の対象ですか。	連帯保証人に過失があるわけではないので、保証の対象となります。
		仮受人（学生）（全て当施設が連帯保証人）を複数の養成校からを受け入れて就労して頂く予定ですが、例えばA校の学生だけ保証制度を利用、B、Cの養成校からの学生は保証制度を利用しないということでもよいですか。	本保証制度申込は、連帯保証人単位で全件をお願いいたします。ご質問のケースでは、A、B、Cの養成校からの同年度入学の学生全てに関して本保証制度申込をお願いいたします。
		養成校の中で本保証制度を利用する学生と利用しない学生が混在してもよいですか。	養成校の中で利用する学生と利用しない学生が混在するのは問題ありません。但し、養成校が貸付制度の連帯保証人になる場合は、貸付制度を利用する当該学生全員についてお申込みいただく必要があります。
	保証期間	過疎地域（離島・へき地等）に勤務して就職後3年で全額免除になった場合も4年目、5年目のを保証料を支払う必要がありますか。	3年の返還免除対象業務従事で返還免除になる場合は、在学期間の2年間と同業務従事期間3年間の合計5年分の保証料のみで結構です。勤務後4年目・5年目の保証料は不要です。
		就職後5年未満の期間に介護施設を退職し、同県内の他の介護施設に転職した場合でも、5年目まで保証期間となりますか。	就職後5年目まで保証期間となります。
		病気などで学校を留年・休学した場合、保証期間はどうなりますか。	学校を留年・休学した場合でも返還免除対象業務完了日まで保証いたします。保証期間についての影響はありません。ただし、保証料は連続して7年分お支払いいただきます。
		保証契約の開始はいつになりますか。	確定者リスト（各都道府県社会福祉協議会と貸付契約が成立した学生のリスト）の送付後、連帯保証人が保証会社に保証料を送金した時に契約成立となります。

本保証制度の
内容

	養成校の卒業が遅れ、就職が遅れた場合はどうなりますか。	卒業の遅れの理由如何により各都道府県社会福祉協議会の返還免除や猶予が決まることとなりますので、それに従って契約の延長などを検討します。 基本的には、返還免除対象業務完了日まで保証いたします。保証料は連続して7年分でお支払いいただきます。
	例えば介護施設で3年勤務した後に解約することはできますか？	原則、保証契約は7年契約、7年間の分割支払いになるため、途中で解約することはできません。特段のご事情がある場合は、保証会社（イントラスト）へご連絡ください。
	入学時から貸し付けを受けていて、2年目以降に1年目の保証料も支払えば1年目の入学金や授業料についても保証してもらえますか。	入学して2年目以降は利用不可です。入学1年目からのご利用に限らせて頂きます。
保証範囲	当県の社会福祉協議会の貸付制度では、費目として「学費分」「入学準備金」「就職準備金」「受験対策費」以外の名称を使用していますが、これらの名称と同じ趣旨の費用であれば保証してもらえますか	本保証制度の趣旨と同じであれば、保証対象となります。
保証限度	4年制大学の場合、貸付金額は170万円を超えるが、保証してもらえますか。	本保証制度は、当面2年制の養成校の学生が対象です。
	2年目以降に貸し付けを受けたのでトータルの借受額は限度額の170万円の半額以下ですが、保証料は減額してもらえませんか。	入学して2年目以降は利用不可です。入学1年目からのご利用に限らせて頂きます。そのため、保証料の減額はございません。
審査	審査で不可となった場合にその理由を教えてください。	審査不可の理由についてご回答できません。
	審査にはどのような書類が必要ですか。	本人確認が出来るもの（学生が外国籍の場合は、在留カード）や日本語学校の卒業生の場合成績証明書（成績と出席状況がわかるもの）など。その他、学生の状況によりケースバイケースで提出をお願いします。
	就職後5年目までの期間で保証料の額は変更される可能性がありますか。	年間保証料は契約時点で決定し、契約期間中は変更されません。
	7年間の保証料を一括前払いできますか。その場合は割引はありますか。	保証料は年払いのみです。連帯保証人への経済的負担を考えて7年分の保証料を分割払い頂くという考え方です。将来的には一括払いも検討します。
	保証料の金額は事故率何パーセントで計算されたものですか？	保証料の算定方法については非開示とさせていただきます。ただし、保証料の算定にあたり介護福祉士修学資金貸付の滞納等における実データを利用しております。
	在学中や就職後5年に満たない期間で代位弁済請求を受けましたが、その場合も就職後5年目までの保証料を支払う必要がありますか	本保証制度の契約は、契約期間原則7年間・保証料は年払いとなります。7年間分のお支払いが必要です。
	保証料は消費税が課税されますか。	保証料は課税対象にはなりません。
	通常7年間の保証期間の途中で消費税率が変更となった場合は、税率変更後の支払い分について変更後の消費税率が適用されますか。	上記の通り、保証料は課税対象になりませんので消費税率の変更による保証料の増減はありません。

保証料	保証料の支払いが遅れた場合は遅延利息を支払うことになりますか。	遅延利息はありません。ただし、保証料のお支払いがない場合は保証契約が有効に作用しないため代位弁済を受けられない可能性がありますのでご注意ください。
	保証料の支払いが遅れた場合は本保証制度の保証契約は解約されますか。	保証料の支払いが遅延したことにより契約を解除することは原則ございません。ただし、保証料のお支払いがない場合は保証契約が有効に作用しないため代位弁済を受けられない可能性がありますのでご注意ください。
	介護福祉士資格取得の経過措置対象年度以降に卒業する予定の学生についても現在の保証料の額となりますか。	商品改定等により保証内容・保証料が変更する可能性があります。
	保証料は、令和9年度入学者からは外国人留学生が50%程度しか国家試験に合格できない可能性があることを考慮した設定になっていますか。	考慮しておりません。
	保証料を借受人（学生）に負担させてもいいですか。	保証料負担者・負担方法については特段の制限はありませんが、今回の制度では連帯保証人に保証料を請求する運用です。
	保証料見合いの額を借受人（学生）に連帯保証人が貸し付け、就職後に返済させてもいいですか。	保証料負担者・負担方法について、特段の制限はありません。
	同施設内で複数名契約している場合、保証料の請求書は借受人（学生）ごとに発行されますか。	請求書は各施設単位で発行いたします。同施設内で複数名が本保証制度を利用している場合は合算でご請求いたしますが、個別明細は添付いたします。
	同施設内で複数名契約している場合、保証料を合算して振り込むことは可能ですか。	合算でお振込みをお願いいたします。
	保証料の領収証発行はできますか。	領収証の発行はしておりません。
	保証料の支払いを口座振替にすることはできますか。	現在、現金振込のみに対応しております。
	保証料を支払う際の振込手数料はどちらの負担になりますか。	振込手数料は送金する側の負担でお願いいたします。 保証料：連帯保証人負担 代位弁済：イントラスト
	保証料の請求時期はいつになりますか。	初年度の請求は契約成立のタイミングによって異なりますが、契約成立後、1～2ヶ月ほどで請求させていただきます。次年度については、毎年3月に請求書をお送りいたします。
	保証料が高いのではないですか。	外国人留学生のうち卒業できなかった者は入学者の約2割であり、これを考えると決して高くない保証料です。
その他	養成校1校当たり、介護施設等1施設当たりの保証契約の人数の上限はありますか。	原則として保証契約を締結する人数の制限はありません。
	本制度に関して問い合わせをする際の連絡先を教えてください。	以下の宛先にメールにてお問合せ願います。 介養協メールアドレス：shugakushikin@kaiyokyo.net

		介護協以外にもこのような制度を扱っている機関はありますか。	社会福祉協議会が運用する介護福祉士修学資金の保証制度は介護協のみが取扱いをしております。なお、イントラストは家賃債務保証・医療費用保証・介護費用保証・養育費用保証・その他を手掛けております。
利用登録申請	利用者ID	同一法人が複数の都道府県の修学資金貸付金の連帯保証人となる場合でも利用者IDは一つだけ取得すればよいですか。	同一法人でも施設ごとに利用者IDを取得いただきます。
		就職予定の介護施設が同一法人内に複数ある場合はその介護施設ごとに利用者IDを取得する必要がありますか。	利用者IDは各施設ごとに取得をお願いいたします。
		なぜ、利用登録申請書は紙とエクセルの両方を提出しなければならないのですか。	利用登録申請は紙が原本となりますが、紙の郵送をお待ちすると時間を要しますのでエクセルシートで事前登録業務を実施いたします。その後、紙の原本との突合をいたします。そのため、お手数ですが両方（紙・エクセル）をご提出いただけますようお願いいたします。
		利用登録申請書を介護協経由とする理由を教えてください。	介護協が連帯保証人の代理としてイントラストと「保証基本契約」を締結するためです。
		養成校へは介護施設の利用者IDが通知されないの、以後の手続きで介護施設が正しい利用者IDを記入しているかの確認ができませんが、これでいいのですか。	利用者IDについては固有の情報のため、第三者への開示はいたしません。利用者IDの確認はイントラストで実施いたします。
		利用者IDの取得のために介護協や保証会社への支払いが必要ですか	必要ありません。
		利用者IDは借受人（学生）や法人内の就労施設、年度など変わっても同じものを使用しているのですか。	利用者IDは変更の必要がありません。別の借受人が本保証制度を利用する場合は、新たに保証申込を行い、審査承認番号を取得してください。
		最終的に本保証制度を利用しないかもしれませんが利用者IDを取得してもよいですか。	利用者IDは利用登録目的のみですので、制度を利用するかどうか不明でも、利用者IDは取得可能です。
	利用登録申請書	法人として連帯保証人となっているのに施設名を記入する理由を教えてください。	介護福祉士修学資金貸付制度においては各都道府県の社会福祉協議会へ各地域の施設より手続きをされているケースが多いと思います。事務手続きにおける確認業務が発生するため、施設名の記載をお願いしております。なお、利用者IDも各施設単位で取得いただきます。
		電話番号やメールアドレスは担当者のものを記入したほうが良いのですか。	何かあった時に学生との連絡が取りやすい人の連絡先をご記入願います。メールアドレスについては、共有アドレスがある場合は担当者変更を考慮してそちらをご記入ください。
		代表者の印欄は角印ではいけませんか。	角印で問題ありません。
		貸付を受ける学生は同じだが、途中で連帯保証人が変わる場合申請書は再度提出が必要ですか。	連帯保証人が利用者ID未取得であれば、新たに申請してください。
		介護施設が連帯保証人になる場合に養成校経由の申請とする理由は何ですか。	養成校が貸付契約締結の為に学生をサポートしており、学生との連絡ルートや情報を持っている為です。

		介養協会員番号がわかりません。	介養協にお問合せ下さい。
保証申込	保証申込書	保証申込書の様式はどこから取得できるのですか。	介養協のホームページからダウンロードいただけます。
		なぜ、利用登録申請書と保証申込書の2種類の書類手続きが必要なのですか。	利用登録申請書は連帯保証人になる意思がある法人が利用登録を行う為に必要なもの、また保証申込は本保証制度を利用したい学生の審査を行い、保証制度契約の締結をするために行うもので、目的が異なる為です。
		連帯保証人が法人の住所を変更したときは手続きが必要ですか。	住所変更等の異動について、イントラストへの連絡は不要です。代位弁済請求時に最新の情報を記載してください。
		保証申込書の保証会社への提出は、各都道府県社会福祉協議会への貸付けの申込と同時でないといけませんか	利用者IDは先に取得頂く方がよいですが、保証申込書は貸付制度の申し込み後でも問題ありません。
		養成校が行う保証申込書の確認は、申込書自体に不備がないかのほかに、各都道府県社会福祉協議会への貸付申込書と合致しているかの確認が必要ですか。	各都道府県社会福祉協議会の貸付申込書との照合は確定者リストの通知の際に養成校にて行っていただくようお願いします。
		法人名等は利用登録申請書と同じにしないといけませんか。	法人名で利用登録申請を行って頂き、利用者IDが付与されます。保証申込書にも利用者IDを記載頂くので、利用登録申請と同じ法人名を記載してください。
		学生が携帯電話を持っていない場合は友達の電話を記入してもよいのですか。	記載していただいて結構です。その場合、友人等（第三者）の携帯であることを記載してください。なお、代位弁済請求時に本人携帯番号がわかる場合は記載をお願いいたします。
	個人情報同意書	個人情報同意書の様式はどこから取得できるのですか	介養協のホームページからダウンロードできます。
		保証申込書はエクセルファイルなのに、なぜ個人情報同意書は紙なのですか。	個人情報同意書は借受人（学生）から署名・捺印（サイン可）を必要としますので紙で取得する必要があります。紙の原本は、紛失しないように大切に保管して下さい。個人情報同意書（複写）は代位弁済請求時の必須書類となり、提出がない場合は保証が出来かねます。
		保証申込書と個人情報同意書は同時に送らないといけませんか。	保証申込を行う際、個人情報同意書に学生の署名を取り付けてください。介養協、イントラストへの同意書の送付は不要で、原本は養成校にて大切に保管してください。個人情報同意書（複写）は代位弁済請求時の必須書類となり、提出がない場合は保証が出来かねます。
		個人情報同意書は養成校から介養協へ送付しませんが、なぜ介養協も個人情報を得る必要があるのですか。	介養協は連帯保証人の代理として保証会社との保証基本契約に基づく個別保証契約を締結します。介養協はイントラストと共に養成校からの第三者提供により、必要に応じて情報を取得します。

代位弁済		仮受人（学生）にも保証制度のことは知らせますか。	学生の個人情報取り扱いに関する同意を得るプロセスの中で、本制度を利用することについても説明することになります。
		保証申込書が受理された後に、各都道府県社会福祉協議会からの貸付制度が受けられないことが判明した場合、個人情報は廃棄されますか。	廃棄します。
		個人情報はイントラスト及び介護協においてどのように保管、管理されますか。個人情報管理に関する規程を開示してもらえますか。	イントラストのホームページでご確認ください。 https://www.entrust-inc.jp/policy/ 介護協HPでご確認ください。 https://kaiyokyo.net/
		署名と捺印は両方必要ですか。	署名捺印をお願いいたします。ただし、印鑑がない場合はサインで結構です。
	確定者リスト	「確定者リスト」とは何ですか。	各都道府県社会福祉協議会の修学資金貸付制度で貸付を受けることが決まった学生のリストのことを指します。
		既に各都道府県社会福祉協議会から貸し付けの内示を受けている場合は、保証申込書と確定者リストを同時に送付してもいいですか。	はい、同時に送付してください。
		各都道府県社会福祉協議会の貸付け決定が2回に分けて行われた場合、確定者リストは全員分の送付でなく、決定ごとの送付でもいいですか。	決定毎の送付で問題ありません。
		確定者リストはいつまでに送付すればいいですか。	貸付契約締結後、可及的速やかに送付願います。
	請求遅延	保証会社へ代位弁済の請求を行うことが1か月以上遅れても弁済してもらえますか。	原則、代位弁済請求の遅延はお支払いができません。特段のご事情等がある場合は、イントラストへご相談ください。支払可否について検討いたします。
	代位弁済金額	保証会社から支払われる代位弁済の金額は、各都道府県社会福祉協議会から請求された額の全額ですか。	170万円を限度額として、社会福祉協議会から代位弁済請求された金額全額を保証会社から連帯保証人に支払います。但し、未払保証料がある場合は代位弁済金から未払保証料を控除した金額が振り込まれます。 （例）保証料を3年分を支払った時点で、社会福祉協議会から168万円の代位弁済請求を受けた場合 支払済み保証料：81,000円・未払い分保証料：108,000円 代位弁済金（168万円）－未払い分保証料（108,000円） ＝イントラストからの振込額1,572,000円
		借受人が借受額を分割返済することとなった場合で、就職後5年目以降に分割返済額について連帯保証人に代位弁済請求された場合は保証してもらえますか。	保証します。
	請求の確認	各都道府県社会福祉協議会から代位弁済請求がされたことを保証会社へどのように連絡するのですか。	代位弁済請求書、支払い通知書などの証憑コピーをお送りいただければ結構です。
	保証会社の確認	返済することとなった借受人はどのようにして保証会社が正当な代位弁済の支払者であると確認できるのでしょうか。	保証会社名は学生が署名した個人情報同意書に記載しており、イントラストが正当な代位弁済の支払者であることを確認できます。

	借用証書	連帯保証人が代位弁済したことによって、貸付者から借用証書が送付されました。この借用証書は保証会社へ送付しますか。	イントラストへの送付は不要です。ただし、訴訟等の際に必要なケースがあるため大切に保管してください。
督促・回収	督促時期	保証会社は代位弁済金の送金後、どのタイミングで借受人への督促を開始しますか。	代位弁済金の支払後に速やかに借受人に対して督促を行います。
	連絡事項	介護施設や養成校は督促される借受人について、現住所などの情報を得た場合は保証会社へ連絡する必要がありますか。	保証会社から求償権行使の為に情報提供要請があった場合は、連絡願います。
	根拠法	保証会社から学生に督促できる法的根拠は何ですか。	保証会社が連帯保証人に金員を立替えることで借受人に対する求償権を取得します。この求償権に関する根拠法令は、民法第462条（委託を受けない保証人の請求権）です。
	遅延利息	返済の期限が過ぎてしまった場合に遅延利息は発生しますか	原則、遅延利息（遅延損害金）は請求しません。ただし、訴訟等になった場合は判決文に従い請求するケースはあります。
	海外への督促	借受人（外国人）が帰国してしまった場合の督促はどのようになりますか。	架電・メール・SNS等で督促いたします。
その他	保証会社	保証会社が破綻した場合などはどうなりますか。	イントラストが破綻した場合は管財人の決定にもとづき配当可能な金員があれば分配されます。
	養成校の役割	本保証制度に係る養成校の役割を全て教えてください。	養成校には通常の修学資金貸付制度利用時の学生サポートに加えて、本保証制度の窓口である介養協もしくは保証会社との間の利用登録申請、保証申込、確定者リストの送付などのご協力をお願い致します。
	周知・普及活動	本制度の普及・周知などの広報活動は誰の責任で行いますか。	イントラストの責任で行います。介養協はそれに協力します。
	パンフレット	介護施設に本制度を説明するためのパンフレットはありますか。	一枚モノのリーフレットと説明書（「介護福祉士修学資金保証制度のご案内」）をご利用ください。 介養協の介護福祉士修学資金保証制度のページ (https://kaiyokyo.net/guarantee/) に掲載してあります。